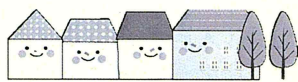


令和7年10月から



# 居住サポート住宅認定制度

(住宅セーフティネット法による居住安定援助賃貸住宅)

が始まります

「居住サポート住宅」は、住宅のオーナーと援助実施者が連携し、高齢者や障がい者などの配慮が必要な入居者に対し、**安否確認**、**定期的な見守り**、**福祉サービスへのつなぎ**を行う、支援付きの住宅です。

※実施には市の認定を受ける必要があります。

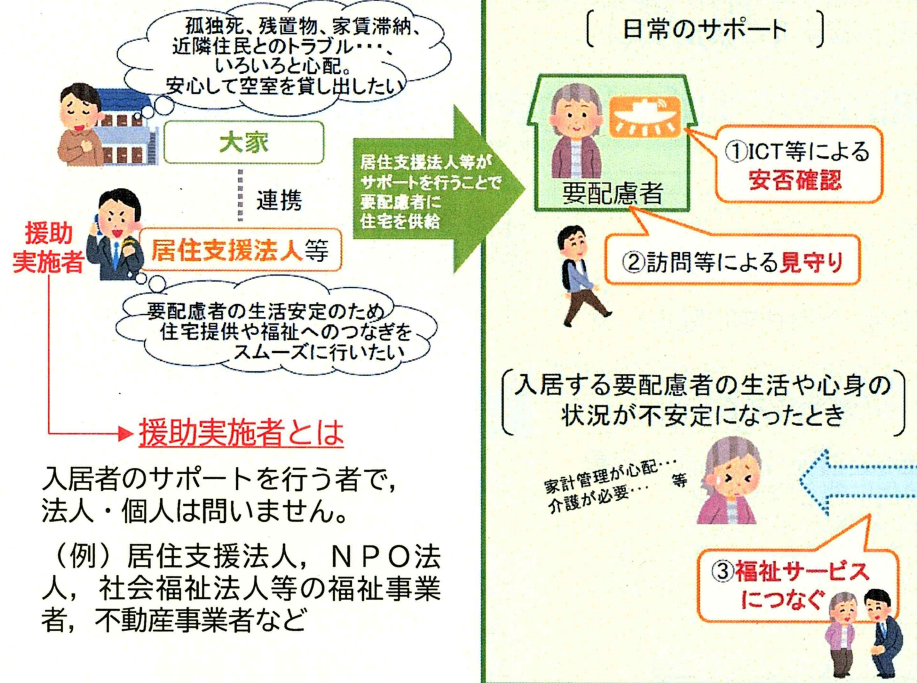
## 制度のメリット

入居中のサポートを受けることで、入居者・家族ともに安心して生活ができます。大家さんにとっても安心材料となります。

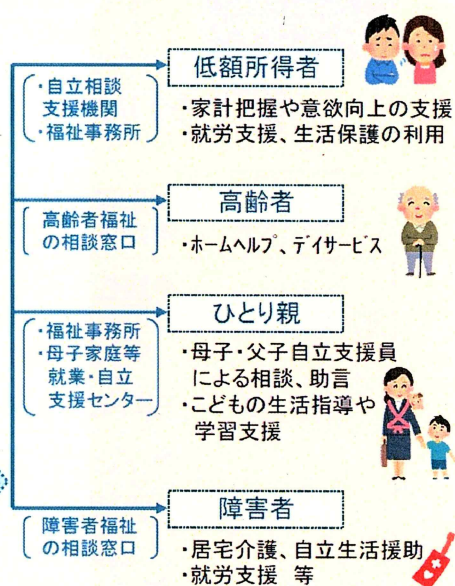
## 居住サポート住宅のイメージ

(国土交通省資料を一部加工)

### 居住サポート住宅



### つなぐ福祉サービス(例)



※福祉の専門的な支援を必要とする場合は、要配慮者の特性に応じて福祉サービスを実施する関係機関につなぐ  
※課題が複雑など、つなぎ先の判断に迷う場合  
自立相談支援機関にて受け止め

## 空家・空室の有効活用

市の補助金で居住サポート住宅をはじめてみませんか？



高知市内の空家・空室を居住サポート住宅として活用するために必要となる改修費や準備費用の一部を市が補助します。

補助率1/2  
最大25万円/戸

居住サポート住宅の認定基準や補助金の内容は裏面をご覧ください



※認定後は、実施状況の定期報告が必要です。また、必要に応じて市が指導・監督を行います。

- ・高知市内で実施する場合は、高知市への認定申請（オンライン）が必要です。
- ・認定申請の受付は令和7年10月から開始予定ですが、認定の事前相談は可能です。高知市住宅政策課までご相談ください。



補助金申請の手引きなど詳しくはこちら



高知市ホームページ

## Step 1 まずは事前相談

## Step 2 補助金事前申込

令和7年8月20日  
～9月26日

※延長の場合あり

**Step 3** 10月 申請予定者決定

⇒補助金交付申請  
⇒交付決定後に事業着手

#### Step4 実績報告・補助金交付

※令和8年3月までに完了

【注意】補助金の交付決定日以前に着手（契約）した改修工事等は補助金の対象になりません。

**居住サポート住宅の認定・補助金に関するお問い合わせ先**

高知市都市建設部 住宅政策課 TEL 088-823-9463